



平成26年度



0000000000

表

試験科目	試験地	受験番号	フリガナ
民法			氏名 鷹合 宣守

第1 設問1

「記載された」として

1 事実7に記したAの請求は、A邸の改修工事の請負契約（以下本件契約とす）に基き、Cが行ったA邸の外壁の改修工事が、本件契約の内容に適合しないものであるとして、A邸の改修工事をやり直してほしいと求める 追完請求である（民法（以下法令省略）559条、562条1項）。

修補請求とす。

これに対しCは、①Cが行った改修工事~~は~~、本件契約に適合していること、仮に適合しないものであると②注文者であるAが手紙指図により生じた不適合であること、③契約不適合の追完が不能であること、などの反論をすることを怠る。

2 ①の反論にかゝり、

本件契約の内容は、A邸の外壁とB邸と同じ仕様に改修することである。すなわち、AはB邸の外壁が気に入る、本件契約を結ぶに至ったものであり、おと、Cに対し改修工事も依頼する際にも、Cに実際にB邸を見せし。これにより、B邸と同じ仕様というものは、同じ外観を意味するものである。開始時に一度確認して、その時点で気に入ることを尚且、おと、Cが行った改修工事の結果、B邸の外壁とA邸の外壁は異なるように見えている。おとAがEに問、おと結果、原料の一部変更から、色合いに違いが生じたことを確認している。おと、A邸の外壁とB邸の外壁は、同じ外観ではない。

おと、Cが行った改修工事は本件契約の内容に適合しないものである。

3 ②の反論にかゝり

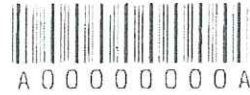
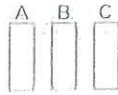
(1) 請負契約において、契約の不適合があるとしても、注文者は、注文者の手紙指図により生じた不適合を理由とし、追完請求をすることはできない（636条）。おと、本件に於いて、Aが、E社製の「セト」を用いるようにCに指図したことはある。

(2) 本件契約において、Aは、A邸の外壁とB邸の外壁と同じ仕様に改修する、





※



(上記枠内に、受験番号シールを貼り付けること。)

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

Cに依頼する。するとCは、B邸に建築したDを、用いるという旨を「E社製の「シャット」」で表示する旨を通知する。これにより、Cが「E社製の「シャット」」が出荷可能であることが確認される。これにより、Cは、Aの希望に沿った改修工事が可能であると判断し、Aにその旨を伝える。

つまり、Aは、B邸と同じ仕様でDを求めようとしたが、具体的に「E社製の「シャット」」を使用するよう求めた。CがAの希望に間に合うように、その通じると思われる材料を調達してDを完成させた。

(3) また、工事の開始時に、Aは、「シャット」の色がB邸のものとは異なるように思っているが、Cからの説明を受け、それ以上何も言っていないという事情がある。

これにより、Aが「E社製の「シャット」」を用いることを黙許し、承認したことは、Cが主張しているが、Aがこれを認めているとは言いにくいという主張がある。

(4) 以上のことから、Aが「E社製の「シャット」」を用いるようにCに指示したことは、認められる。

4 ③の反論について ← これは、一般の常識として認めていいので、もう少し説明が必要だが、

① 契約の不適合が、契約内容に照らし重大な点で、その追完に過大な費用を要する場合には、その追完義務は、取引上の社会通念に照らし不能であるといえる。

したがって債権者は、その履行を請求するべきではない(40条の2第1項)。

(2) 本件において、前述の通り、外壁の見方は、本件契約の内容である。そしてAは、B邸の外壁が気に入らぬと、本件契約を締結し、同じ外観にするよう求めたものである。つまり、外壁の見方は、契約内容のうえ、重要な要素であるといえる。したがって、A邸の外壁がB邸の外壁と異なる見方をするとは、本件契約の内容から見て、重大な不適合である。

(3) また、本件における追完の内容は、B邸と同じ仕様に注文し、改めて外壁を



と進めてください。なお、解答欄の外（罫色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、機械で正確に
は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
2. 表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験時
にされる記載のある答案は無効答案として零点となります。

結論は妥当ではない。

420万の損害とは、債務の履行地における債権者が有していたであろう財産状態
と、債務の不履行があったことによる、債権者が現に有している財産状態との差額で
あり、525万である。戻り利益である。

(3) Cは追完が行われ、AはBと同等の仕様の外壁を有するA邸を
所有している。よって、A邸に現在残されているのは、瑕疵上の問題がなく、A
邸の売却価格に影響を及ぼすものではない。つまり、Cは追完が行われ、
2500万円以内である。

よって実際には、AはA邸をFに売却し、2500万円を受領している。

(4) 以上のことから、財産状態の差はなく、損害は発生していない。

4. 420万、AのCに対して、債務不履行に基づく損害賠償請求権は発生せず、
AのCに対して請求は認められない。

Aは現在の所有者ではないが、

以上

契約上の使用者として請求する。という点にも

触れられていたため、良かたです

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
平成26年予備民法			堀山 輝	

第1 設問 (1) (2)

1 事実7a Aの請求は認められるか検討する。

2 Aの請求は、契約不適合を理由とする追完請求（民法636条、以下法令省略）である。契約内容不適合を理由とする追完請求は認められるには①契約不適合が存在すること②追完履行不能であること③注文者の帰責性が存在することと要する。（412条2項）

(1) (2) A

(1) AC間、請負契約（632条）において、A邸外壁をB邸と同じ仕様αに「風タイル貼付仕上り」に改修すること、Cは請負人である。契約内容と出ている。

しかし出来上りした外壁はB邸αとαと異なる平触りや光沢が異なるαであり、B邸と同じ仕様αに「風タイル貼付仕上り」はなかった。おと契約に適合しない（①充足）。充足と書いているのに下で反対意見を

了。これに対し、Cは、B邸と同じシートを使用したαであり、耐火性、防水性等α性能は同一であるため、契約に適合する主張好と考えられる。

1. しかし、Aは契約締結の際、CはB邸を実際に見学等しており、平触りや光沢といった外見を合意し、B邸と同じ仕様とすることを求めたと認められる。おとC主張は認められない。

(2) 履行不能であるとは、契約不適合が重要であるか、追完に過分の費用を要することと意味する。これは一般の常識とみてよいので、この点に説明が必要。

本件において、Aは契約締結の際、CはB邸を実際に見学していることより、外見から契約内容の中にも重要な意味を有するものと

$\frac{1}{5}R$
 $\frac{1}{5}R \times 9.42$

よじ、契約不適合の重責あり、履行不能となる。(2) 是。

ア Cは、平角と先決以外の耐火性、防水性等の性能、契約
に満足しているか否かを、契約不適合は重要瑕疵と主張する
考へる。

イ 例: A は、工事開始後、 $t=7$ に外見を仕上げる。Bは
 毎週一回、 $t=1$ から、 $C_t = \frac{A}{D}$ の割合で支払う。このとき、 A が
 $t=7$ の外見を仕上げるまで、 D の内容を重要契約内容とする。
 この場合、 A が仕上げるまでの間は、 D の内容を重要契約内容とする。

5.7 $C_n \cong \mathbb{Z}/n\mathbb{Z}$ is a cyclic group.

(3) A は工事開始時に7日を確認し、BはPart A-1に疑問をもち、CはBに合意を求め、Cが説明は納得し、
 $a \in pl$ 、Cは、 $A \models \neg \exists i \in E$ にBに合意を求め、Aは責任
 の存在を主張するとする。

① A & C 技術専門的能力差を鑑み、Apl. C 説明は納得可能な程度に当然であり、A 帰責性は原則なし。(③ 規定)。

(14). $\therefore$ 契約不履行的理由は A の C に対する完全請求権の認められず。

3. $\text{f. l. } Aa \frac{1}{2} Bb \frac{1}{2} Cc \frac{1}{2} Dd \frac{1}{2} Ee \frac{1}{2} Ff \frac{1}{2} Gg \frac{1}{2} Hh \frac{1}{2} Ii \frac{1}{2} Jj \frac{1}{2} Kk \frac{1}{2} Ll \frac{1}{2} Mm \frac{1}{2} Nn \frac{1}{2} Oo \frac{1}{2} Pp \frac{1}{2} Qq \frac{1}{2} Rr \frac{1}{2} Ss \frac{1}{2} Tt \frac{1}{2} Uu \frac{1}{2} Vv \frac{1}{2} Ww \frac{1}{2} Xx \frac{1}{2} Yy \frac{1}{2} Zz \frac{1}{2}$

[illegible]

第2 設問2 (1)11.

1. Aa, A邸売却後a, C177外壁改修工事。不審と理由で
損害賠償請求(636条, 415条)は認めらるべきか検討する。

2. 本件において, A邸a外壁に張り付けられた性能上は問題
なく, A邸Aa Fa売却価格に影響を及ぼす。

よって, 損害a意義上問題とはず。

(1). ①a点, 損害aは, 債務不履行契約不適合により発生した
事実自体に及ぶと考へるべきで存するが, 損害a範囲が不明確なため, 得
ない。

よって, 損害aは, 契約不適合による財産状態と契約適合の
状態との差額を意味すると考へる。

(2). 本件において, 契約に適合したF177において, A邸a売却
価格に影響を及ぼす, Aa財産状態に影響を及ぼす。

よって, 損害は生じない。

3. よって, 損害が生じないため, Aa C177外壁改修工事の不審と
理由で損害賠償請求(636条, 415条)は認めらるべき。

・Aが既にA邸を売却していることから

請求主体に及ぶのか? という点についても言及できると

わかる。

第 問

第1 設問1

1 Aの請求は、請負契約の契約不適合に基づく追完請求(559条、562条
2 準用)である。この請求が認められるか、以下検討する。 問題提起OK

3
4 2(1) この請求が認められるためには、仕事の内容が契約の内容に適合して
5 いないことが必要である。

6 AC間の請負契約(以下、本件契約)の内容は、A邸の外壁を改修
7 工事するにあたりB邸と同じ仕様にすることである。本件において、A邸の
8 外壁改修に用いられたタイルは、B邸で使用しているものと異なるもの
9 であった。したがって、この仕事の内容は契約書の内容に適合していない
10 と思われる。 この部分はあえて書かなくても構わないのでは? 立場がコロコロ変わる

11 (2) この点についてCからの反論としては、契約不適合の不存在を主張
12 することが考えられる。

13 本件契約の内容は、A邸の外壁を改修するにあたりB邸と同じ仕様
14 にすることである。B邸の外壁に用いられているタイルは、E社製造
15 の商品名「シャトー」である。Cは、改修工事にあたり、このE社製造の
16 「シャトー」を用いて改修を行っている。したがって、CはB邸と同じ仕様で
17 A邸の外壁を改修しているため、Cが行った改修工事について契約不適合は存在しない、と主張することが考えられる。

18
19 しかし、Aは、CにB邸を見せた上でCと本件契約を締結している。
20 このことからすれば、AがB邸の外壁を改修工事するにあたりB邸と同じ仕様
21 にすること、というのは、B邸の外観にすることを契約の内容と定めている、
22 と解するのが妥当である。そのため、B邸に使用しているタイルと同じ商品
23 名のタイルを用いるだけで、B邸の外観にできていないのであれば、契約

工事開始時に AからCに「見た目が違ふ」という指摘があったこともポイントです。Cは外観を同じにしなければならぬと理解していたはず

に適合しているとはいえない。

したがって、Cの反論は認めらる。

3 よって、Cとしては、追完不能(42条の2第1項)を主張し、追完請求権を否定することに考えらる。

追完が不能であるとは、契約不適合が重要でなく、かつ、追完に過分の費用を要する場合をいう。これ皆手書で打ち直さないと、どっか来た話？ じゃあ理由をきいて下す。

A邸の外壁改修に用いられたタイルは、B邸に用いられたタイルと同一のもではないが、製造社、商品名、耐火性・防水性等の性能はB邸のタイルと同一のものである。異なるのは、タイルの色だけである。よって、A邸の外壁を改修することにあたりB邸と同じ仕様にするとする本件契約の内容からして、タイルの色の差異は重要といえない、というCの主張が考えらる。

しかし、前述の通り、本件契約は、A邸をB邸のような外観にするにあり、このことからすれば、タイルの色の差異は外観に大きな影響を与える。したがって、契約不適合が重要でないというCの主張は認められないため、Cの追完不能の主張も認めらる。

4 以上より、AのCに対する請求も認めらる。

第2 設問2

1 Aの請求は、契約不適合を理由とする、債務不履行に基づく損害賠償請求(546条準用、545条)である。この請求が認めらるか、以下検討する。

2 (1) 債務不履行に基づく損害賠償請求権の成立要件は、①債務の存在、②債務不履行の存在、③②を正当化する事由の不存在、④損害の発生及びその額、⑤②と④の因果関係、⑥債務者に免責事由のないこと、である。

このうち⑤はあまり問われない。

これは請求の目的からしてアバ---

(2)了 本件契約にお、CはA邸の外壁を改修する債務を負っており(①充足)、
AのCに対する追完請求が認められることから、債務不履行の存在も認め
られる(②充足)。また、②を正当化する事由も認められる(③充足)。

イ 損害とは、債務不履行がなす場合は債権者が有していたであろう現
状態と債務不履行があった場合結果として現に債権者が有している
現状態との差額をいう。

事実上からすれば、Cが契約に適合した債務の履行をしてい
れば、Aは2,500万円分の価値を有する建物を有することになる。一方、
Aは、A邸をFに売却し、2,500万円を得ている。そのため、債務不履行が
なされた場合のAの財産状態と現に有しているAの財産状態
との差額は0円である。したがって、損害は認められない(④不充足)。

(3) したがって、損害賠償請求権は成立しない。『損害とは、という議論が19
以下で示された通りである。』

3 以上より、Aの請求は認められない。

以上



000000000

H26

表

試験科目	試験地	受験番号	フリガナ
民法			氏名
			山下 修平

第1設問

1 (1) AのCに対する言求は、請負契約における債務不履行に
2 基づく追完請求(559条、562条1項)と考えられる。

3 かかる言求が認められるためには、①^{請負人}債務者の完成させた仕事は、契約の
4 内容に適合していないこと(562条1項) ② ①が注文者の帰責事由によるものでな
5 いこと(同条2項)を要する。

6 (2) 本問では、AC間の契約において、A邸の外壁をB邸と同じ仕様に
7 することか内容となっていたところ、Cの完成させた仕事は、B邸に用いられている
8 タイルである「シャトー」も使用しているものの、B邸のものは色が異なっているもの
9 となっている。
10 *格、ている要素はいつのころか、
AとBでは時期が違いため、契約の内容にちがう、という点において
作用が異なりそう。*

11 確かに、B邸と同様の「シャトー」を用いているものの、Cとの打ち合わせ時に
12 B邸も実際に見せ、工事開始時にAが、Cの供した「シャトー」の色がB邸とは
13 異なることを意見していることから、またはAは外壁について、B邸と同じ材質を
14 使用するとのみならず、その色も同じ要にすることを望んでおり、かかるAの希望は
15 契約の内容となっていると考えられる。

16 そのため、Cの完成させた仕事は、B邸とは色が異なるという点で契約の
17 内容に適合しておらず、債務不履行がある(①充足)。

18 *??* そして、Aは注文者たるAは工事に用いられる「シャトー」につき、自ら供するといった関与
19 をしていないことから、Cの債務不履行につきAの帰責事由はない(②充足)

20 (3) 以上より、AはCに対して債務不履行に基づく追完請求権を有する。

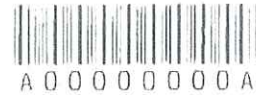
21 2 (1) ニで、Cの反論として、A邸の改修工事のやり直しは追完不能(412条の2)
22 であるとして、Aの言求は認められないと主張することが考えられる。





※

	A	B	C



(上記枠内に、受験番号シールを貼り付けること。)

1) せ
い けり
③?

23 この点に関し、請負契約において追完が不能であるといえるためには、③
24 契約不適合が重要でないこと、④追完に過分の費用を要することか
25 必要である。 *しかり詳しく説明を*

26 ② 本問についてみると、1(2)上で述べたように A は「シャトー」の色の違い
27 を強く気にしており、契約の内容として軽視されてよい不適合とはいえない。
28 ③ また、建物において外壁はその外観の大半を占め、~~割合~~
29 建物の ~~特長~~ 特徴を顕著に表すものであるため、外壁の色も重要視
30 すべきものである。

31 ③ よって、外壁の色が異なるという契約不適合は重要なものである
32 といえ(③充足)、C の反論は認められない。

33 3 以上より、A の請求は認められる。

34 設問第2 設問2.

35 ① ~~また~~ A の請求は請負契約に基づく追完に代わる損害賠償請求
36 ~~か~~ (559条・564条・415条) であると考える。

37 A の請求が認められるためには、①債務が存在すること② 契約上の
38 不履行があること③④ 正当化事由がないこと④損害の発生
39 ⑤不履行と損害の因果関係があること⑥債務者に免責事由がないこと
40 が必要である。 *これらあり聞かれないが*

41 2 本問について437 A による追完請求が認められていることから C には追完
42 義務がある(①充足)。そして、その義務は A の請求があった後
43 3か月経過しても工事に着手していない。よって C は追完義務の履行を
44 していない(②充足)。C の追完義務の不履行につき、C には同時履行の



H26

山下 修平

裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、民法の答案用紙です。

而法、民事訴訟法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取換えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください(試験時間終了後の答案用紙の取換えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は慎重書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き込む。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、読み取りに支障がない限り、鉛筆でも可)で記入する。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたるときは、訂正部分の両端に「訂正」と記入する。

(4) 答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合、訂正後に訂正する場合は認めません。

(5) 答案用紙の裏面に受検者の氏名又は特定人の答案であると判明した場合は、その答案は採点されない。

その他

解答欄に受検者の氏名又は特定人の答案であると判明した場合は、その答案は採点されない。

45

抗弁権を有するといった事情もない(③充足)。

46

ここで、損害とは債務の履行があつたならば存在していた財産状況と

47

債務不履行の結果として現にある財産状況の差額を言うところ、Aは

48

A邸をFに2500万円売却しており、A邸に張られているタイルは

49

A邸の売却価格に全く影響していないことから、Aは売却により

50

A邸と同価値の金銭を受け取っていることとなり、損害がない

51

ように思われる。

52

しかし、Cによる債務の不履行がなければAはA邸という財産

53

を現に所有していることとなるため、Aの主観的な損害が存在

54

するといえる(④充足)。

これはどっちに?!!
見ればわかる??

55

また、かかる損害は、Cの不履行が原因となっているため、因果関係

56

はあり(⑤充足)、Cの不履行は不可抗力や、債務者たるAや

57

その他の第三者によるものではない(⑥充足)。

58

3 以上より、AのCに対する請求は言認めらる。

59

以上

60

61

62

63

64

65

66

